

中小企業技術革新制度(SBIR)に基づく支援

新技術を開発する中小企業者等は、補助金等を受けることができるとともに、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の軽減や債務保証に関する枠の拡大などの支援を受けることができます。

対象となる方

新技術に関する研究開発のため補助金・委託費等（特定補助金等<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut> 下段参照）の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人

支援内容

(1) 特許料等の軽減

特定補助金等の交付を受けて行う研究開発事業の成果に関する発明特許について特許料等の減免を受けることができます。（44頁参照）

(2) 中小企業信用保険法の特例【新事業開拓保険制度の債務保証枠の拡大】

		一般中小企業者	特定補助金等を活用した中小企業者
債務保証 限度額	企業	2億円	→3億円
	組合	4億円	→6億円
うち無担保枠		5千万円	→7千万円
うち無担保枠・第三者保証人不要枠		—	→2千万円

(3) 中小企業金融公庫の特別貸付制度（新事業活動促進資金）

- ・用途：設備資金・長期運転資金
- ・限度：直接貸付 7億2千万円（うち運転資金は2億5千万円）
代理貸付 1億2千万円（直接貸付の貸付限度枠内）
- ・利率：基準金利（用地費を除く設備資金については、2億7千万円を限度として特別利率①を適用）
- ・期間：20年以内（長期運転資金7年以内）
- ・据置：2年以内（長期運転資金は3年以内）

(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例

資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成会社の投資を受けることができます。

(5) 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業設備資金制度の貸付割合を拡充（1/2→2/3）します。（110頁参照）

利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

SBIR制度全般について：中小企業庁技術課

電話：03-3501-1816

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html>

(2) 中小企業信用保険法の特例：全国信用保証協会連合会 電話：03-3271-7201

(3) 新事業活動促進資金：中小企業金融公庫 東京相談センター 電話：03-3270-1260
大阪相談センター 電話：06-6345-3577

(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例：

東京社電話：03-5469-1811 名古屋社電話：052-581-9541 大阪社電話：06-6341-5476